帳票交付方法変更依頼書（兼口座振替解約届）

株式会社七十七銀行　殿

ご記入日　　年　　月　　日

法人向け電子交付サービス（以下「本サービス」といいます。）または法人・個人事業主向けインターネットバンキングの電子交付機能（以下「本機能」といいます。）による対象帳票の交付方法等について、以下のとおり依頼します。

住　所

氏　名　　お届印

1．帳票交付方法の変更　（該当欄に「〇」をご記入ください。）

本サービスまたは本機能による対象帳票の交付方法について、次のとおり依頼します。

〇印	**変更後**の帳票交付方法		備　　考
	①	**郵送交付**	現在、帳票を「電子交付」でお受け取りのお客さまが、帳票の交付方法を「郵送交付」に変更される場合にご選択ください。
	②	**電子交付**	現在、帳票を「郵送交付」でお受け取りのお客さまが、帳票の交付方法を「電子交付」に変更される場合にご選択ください。
	③	**郵送交付手数料対象帳票の交付なし**	「郵送交付手数料口座振替依頼書」を**ご提出済**のお客さまが、本サービスの対象帳票に関するお取引がすべてなくなる場合（**「残高証明書」を除く**）にご選択ください。

※ 対象帳票の種類は変更となる場合がございます。最新の対象帳票は当行ホームページに記載しておりますので、あらかじめご確認ください。

2．「郵送交付手数料口座振替契約」の解約

（上記「1．帳票交付方法の変更」で②または③をご選択された場合は、下記にお届印を押なつしてください。）

お取扱内容	お届印
(1) 貴行に提出済の「郵送交付手数料口座振替依頼書」による「郵送交付手数料口座振替契約」について、解約したく依頼いたします。 (2) 郵送交付手数料は、本依頼書の**提出日の翌月**の貴行所定振替日まで引落ししてください。	

3．ご確認事項　（次の項目をご確認のうえ、チェック欄にレ点をご記入ください。）

	ご確認項目	チェック欄
①	本サービスまたは本機能による対象帳票は、原則として、すべて上記「1．帳票交付方法の変更」でご選択の「変更後の帳票交付方法」で交付されます。帳票単位で、帳票交付方法を変更することはできません。	
②	帳票交付方法について「郵送交付」をご希望される場合は、当行所定の「郵送交付手数料」を頂戴いたします。その場合、別途「郵送交付手数料口座振替依頼書」をご提出いただきます。	

4．お取引口座番号

（お持ちの当座預金・普通預金口座をすべてご記入ください。店コードの異なる口座は、別葉にご記入ください。）

店コード	科目	口座番号
	11：当座 12：普通	
	11：当座 12：普通	

店コード	科目	口座番号
	11：当座 12：普通	
	11：当座 12：普通	

【銀行使用欄】

顧客番号

営業店記入欄			
	電子交付に切替の場合	郵送交付手数料の最終振替日(注)	年　月　日 (注)対象帳票が残証またはインボイスのお知らせのみ先の場合は、斜線を引く
	郵送交付に切替の場合	右記該当項目いずれかの〔　〕に〇を記入	〔　〕対象帳票が残高証明書(センター発行)またはインボイスのお知らせのみ先 〔　〕郵送交付手数料徴収対象帳票あり （「郵送交付手数料口座振替依頼書」を別途徴求）

店コード・店名	
検印	実施印

本部使用欄		
	受付番号	
	支払契約者番号	
	登録管理	

「表示管理情報32」登録日	
帳票(写)本部送付日	

受付店 ➡　(写)本部／(原本)元帳店

（ダイレクトチャネル推進課備付）（2021.01）